

交野高校生徒心得

令和8年4月1日

交野高校生として、また社会の一員としての自覚と誇りを持ち、本校の教育方針や校訓の実践にはげむこと。次に述べる生徒心得は必要最小限のことであるので、その他においても、自主的、自律的な態度で良識を持って行動すること。

1. 登下校

始業およそ10分前（8時25分）までに登校し、所定の時間内に下校すること。
遅刻が規定以上の回数となると早朝登校や嚴重注意・訓戒などの指導となる。

通 学

(1) 歩行による通学

- ①危険防止のため携帯電話・スマートフォンや本などを見ながらの登校はしないこと。
- ②周囲の音が聞こえない音量でヘッドホン・イヤホンをしながらの登校はしないこと。
- ③マナー・ルール等を守り、他の歩行者や周囲の人たちの迷惑とならないよう歩行すること。

(2) 自転車による通学

- ①自転車通学は原則全員に許可します。希望する場合は、所定の用紙で届出て、生活指導部の許可を受け、ステッカーを自転車の誰が見てもわかる場所に貼り付けること。
- ②学年指定場所に駐輪し、必ず施錠をすること。また、自転車保険に加入していること。
- ③法律に違反する運転、危険な運転を行わないこと。雨天時は雨ガッパ、またはレインコートを着用すること。
- ④自転車乗車用ヘルメットをできるだけ着用するように。

(参考) 自転車に関する法律

- ・自転車は車道が原則、歩道は例外（自転車通行可能な歩道のみ）
- ・車道の左側を走行、自転車通行可能な歩道でも歩行者優先、車道寄りを徐行
- ・禁止事項
 - 周囲の音が聞こえない音量でのヘッドホン・イヤホンをしての走行
 - スマホなどを操作しながらの走行 傘を差しながらの走行
 - 信号や標識の無視 並走や二人乗り 夜間の無灯火走行

- (3) 電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車、ペダル付き電動バイク（「モペット」「フル電動自転車」等）・原動機付自転車および自動二輪車、自動車を運転しての通学は一切禁止する。（懲戒の対象となる）。

2. 服装・頭髪・身だしなみ

清潔と端正を旨とし、品位ある服装・身だしなみを心掛けること。

- (1) 平日、休日、休暇中を問わず、**登下校に際しては、制服を正しく着用すること。**

制服の加工は（スカートを短く切るなど）は厳禁である。

- (2) 制服

*本校指定の制服とする。

*衣替えは原則として6月上旬、11月上旬とする。衣替え直前に調整期間を設ける。

（詳細な日程は連絡する。）

*事情により異装する場合は、事前に異装許可証の発行を願い出ること。

- (3) 校内では、本校指定の上履きを使用すること。

登下校は革靴または運動靴とし、草履やスリッパ、サンダル、クロックス、ハイヒール等は禁止とする。

- (4) 防寒衣等（冬期）

登下校時のみブレザーの上に華美でないオーバー、ジャンパー、マフラー等を着用してもよい。

防寒のため**本校指定**のセーター・カーディガン、ベストを着用する際は、カッターシャツとブレザーの間に着用すること。（**本校指定外のもの**は着用禁止）

- (5) 頭髪・装飾品・化粧

①頭髪について

パーマ、つけ毛、染色や脱色等、故意に頭髪の変形、変色はしないこと。

また過度なヘアーワックスやヘアムース等の使用、バリアートなど極端な刈上げ等、奇抜な髪形についても指導の対象となる場合もある。

②ピアス（透明ピアスを含む）、ネックレス、指輪等の装飾・装身具を着用しない。

③口紅（色付きのリップ・グロス等も含む）、マニキュア、ファンデーションやチーク、二重のり・二重テープ（アイプチ）等、化粧はしないこと。眉そり、眉かき、まつ毛のエクステ等の加工やカラーコンタクトレンズやサークルレンズ等も禁止である。

また二重手術などの美容整形やタトゥー（刺青・入墨）も絶対にしないこと。

3. アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。経済的理由等で、その必要がある時は担任に相談すること。
やむを得ないと判断された場合は必ず生活指導部にアルバイト届を提出すること。

4. スマートフォン・スマートウォッチ等のウェアラブルデバイスなど通信機能を有するもの

スマートフォン等は、学校への持参は構わないが、登校時から清掃終了時まで使用禁止とする。
校内では電源を切り、ロッカーに入れて施錠するか、電源を切りカバンの中に入れておくこと。
使用禁止時間に触れていると、電源のON・OFFに関係なく違反となる。

違反した場合には誓約書指導および預かり指導の対象となる。

考査時は自分の考査の時間割に関係なく、全学年の考査が終了するまで使用禁止とする。

また、考査の受験時は、ポケット等に入れるなど身に着けていると違反となるだけでなく、考査における不正行為となる場合がある。

携帯電話・スマートフォン等使用禁止時間帯（登校から指定時刻までは禁止）

指定時刻

平常授業（授業終了25分後まで使用禁止）

16:25まで使用禁止

登校	1限	休	2限	休	3限	休	4限	昼休	5限	休	6限	休	7限	SHR	清掃
----	----	---	----	---	----	---	----	----	----	---	----	---	----	-----	----

※6限授業時は15:25まで使用禁止

指定時刻

午後カット（授業終了25分後まで使用禁止）

12:50まで

学年での授業の終了時間が違う場合は、最も遅くまで授業を行っている学年にあわせる。

登校	1限	休	2限	休	3限	休	4限	SHR	清掃
----	----	---	----	---	----	---	----	-----	----

(例) 3年だけ午後カットでも

16:25まで使用禁止

定期考査

指定時刻

登校	考査1限	休	考査2限	休	考査3限
----	------	---	------	---	------

考査の時は、自分の考査の時間割に関係なく、全学年の考査が終了するまで使用禁止

各種行事

点呼

終礼・解散まで

登校	特別活動（修学旅行・遠足・文化祭・体育祭・球技大会等）
----	-----------------------------

各行事のときは、特別な指示が出る場合もある。その時はその指示に従うこと。

また、他学年が授業のときは、最終授業終了25分後（清掃終了時）まで使用禁止です。

5. 校内心得

- (1) 挨拶する習慣を身につけること。
- (2) 公共物は大切にし、破損してはならない。破損した場合は原則として弁償とし、必ず担任、部顧問または生活指導部まで速やかに届出、安全に注意して後始末をすること。
- (3) 遅刻・欠席・早退・一時外出
 - ① 8時35分以降に遅刻した場合、職員室に入室許可証を取りに行くこと。授業担当の先生に入室許可証を渡し、遅刻した旨を伝えること。
 - ② 欠席の場合は、8時25分までに原則として保護者からclassiへ入力または電話にて連絡してもらうこと。
 - ③ 早退・一時外出をする場合は、担任に申し出て許可証の発行を受けること。
- (4) 持ち物について
 - ① 貴重品の管理は徹底すること。移動教室などの際には下足ロッカーに入れ確実に施錠するまたは身に着け持っていくようにし、盗難被害にあわないよう努めること。
 - ② 持ち物には必ず記名し、各自で管理すること。下校時には教室に私物を残してはいけない。家庭学習に必要なものは持ち帰り、それ以外は下足ロッカーに入れ施錠して置いてよい。
- (6) 紛失・拾得
校内でものをなくしたり、拾った場合はすぐに生活指導部まで届け出ること。
- (7) 表現（掲示物・配布物・集会等）
校内における表現行為・活動は学校教育の目的から逸脱したものであってはならない。掲示物・配布物または集会の実施には、担任・顧問、または指導されている先生の承認を得たうえで、事前に生活指導部・生徒会に届け出る。（詳細は別途規定する。）